

## 国民年金保険料の免除制度

国民年金第1号被保険者の平成21年度の保険料額は、月々14,660円です。

### 免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合には、免除または猶予される制度があります。免除や猶予の承認を受けた期間は、老齢・障害・遺族基礎年金を受給するための必要な期間に算入されません。

制度名、審査対象や承認期間にかかるとおりです。かかる老齢基礎年金の金額は、次

制度名	審査対象	老齢基礎年金の金額(全額納付に対し)
全額免除	本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	6分の2
4分の3免除		6分の3
半額免除		6分の4
4分の1免除		6分の5
若年者納付猶予	30歳未満で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合	算入されません
学生納付特例	学生で、本人の前年所得が一定額以下の場合	

※ 4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき残りの保険料を納付しないと、免除も無効(未納と同じ)になります。

いずれの制度も、免除の承認を受けてから10年以内であれば、将来受け取る老齢基礎年金の金額を増やすため、さかのぼって保険料を納めることができます。しかし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に納付する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの納付をおすすめします。

### 申請先

町民課住民係または松山西社会

### 持参物

- ・年金手帳
- ・印鑑
- ・学生証または在学証明書(学生の場合)

### 問

町民課住民係

☎ 985-4106

松山西社会保険事務所

国民年金課

☎ 925-5175

## 平成21年度各種保険料(普通徴収)の納期のお知らせ

介護保険料及び後期高齢者医療保険料を納めていただく皆さんの納期は次のとおりです。

期別	納期限
1期	平成21年7月31日(金)
2期	8月31日(月)
3期	9月30日(水)
4期	11月2日(月)
5期	11月30日(月)
6期	12月25日(金)
7期	平成22年2月1日(月)
8期	3月1日(月)
9期	3月31日(水)

※ 口座振替日は各月25日(土・日曜日、祝日の場合は翌営業日)です。

年度途中で支払方法が普通徴収から年金天引きに変わる方もいます。

詳しくは後日送付する保険料額決定通知書でご確認ください。

問 保険課保険料係 ☎ 985-4227

## 定額給付金・子育て応援特別手当は申請しましたか？

申請期限 平成21年9月24日(木)

松前町では3月に皆さんの家庭に申請書を送付しました。まだ申請していない方は、早めに申請してください。

問 定額給付金について  
 総務課企画政策係 ☎ 985-4103  
 子育て応援特別手当について  
 福祉課児童福祉係 ☎ 985-4114

## 届きましたか？ 調査票

7月1日が調査期日となる、平成21年経済センサス基礎調査を前に、6月下旬から各事業所に調査員が訪問し、調査票をお届けしています。提出された調査票は統計上の目的以外に使用することはありません。



後日調査員が調査票を受け取りに伺いますので、ご協力をお願いします。

問 財政課統計電算係 ☎ 985-4101